



2026年6月9日

各 位

会 社 名 テスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 一樹
(コード：5074 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 平倉 正章
(TEL：06-6308-2794)

従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年6月24日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 114,100株
(3) 発行価額	1株につき908円
(4) 発行総額	103,602,800円
(5) 割当予定先	当社の従業員 25名 26,600株 当社子会社の従業員 102名 87,500株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社及び当社の子会社は、当社及び当社子会社の従業員127名（以下「対象従業員」といいます。）に対して、金銭債権合計103,602,800円を支給することを決議し、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、かかる金銭債権を現物出資させて、対象従業員に対して、譲渡制限付株式として当社の普通株式114,100株を発行することを決議いたしました。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2026年6月24日（払込期日）から2030年6月30日までの間、本割当契約に基づく割当てを受けた株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、死亡、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）その他当社が正当と認める理由により当社の従業員又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日をもって、払込期日を含む月から当該退任又

は退職日を含む月までの月数を49で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の従業員又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれも退任又は退職した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を49で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である908円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。